

おうち保育園おおいまち 運営規程

制定日：2020年4月1日

改正日：2025年4月1日

(1) 事業の目的・運営方針

●保育理念（わたしたちがしたいこと）

わたしたち保育園は、みんなの未来をつくることに自ら参加し、貢献し、そして楽しむ心を育みます。

*この理念を実現するための保育をわたしたちはシチズンシップ保育と呼びます。

＜シチズンシップ保育ってどんな保育？＞

わたしたちは、みんなを思いやりながら自分たちの未来を変えていける力を育むために、共感性・内発性・創造性を伸ばしていく保育を「シチズンシップ保育」と呼んでいます。

●保育目標（わたしたちが目指すこどもの姿）

自分の気持ちを大切にし 他者の気持ちも大切にすることも（共感性）

自らの内なる声を聴き 主体的に動くこども（内発性）

自由に考え 創造することも（創造性）

●わたしたちが大事にしている価値観（フローレンス保育クレド）

・保護者のみなさまへ

保護者をお客様ではなくクルー（共に船をこぐ乗組員）と考えます。

・こどもたちへ

こどもたちの自己肯定感を育むことに全力を尽くします。

・保育者として

常に最高の保育に向かって学び続けるプロです。

・保育チームとして

こどもを育む最高のチームです。

●わたしたちが考えるインクルーシブ保育方針

「おうち保育園／みんなの未来をつくる保育園の保育と一緒に」

"知る"経験を通して、人としてのつながりが生まれ、心寄せあい、生きあう。

「その子にとってどうか」の視点をいつも大切にしながら、保育・看護・調理など様々な専門領域をかけあわせたチーム全員で、保育の中で、こどもの育ちを見守ります。

みんな一緒にいる社会。それが当たり前の社会を願って。

※2024年4月現在、おうち保育園あさがや・えいふく町（杉並区）では、医療的ケアを必要とするお子さんの入園受け入れを開始いたしました。

※入園受け入れの対応可能な医療的ケアの範囲は自治体のガイドラインに則り、定めております。

(2) 施設の概要

●おうち保育園おおいまち

【種別】 小規模保育事業 A 型

【所在地】 〒140-0011 東京都品川区東大井 6-11-9 武内ハイツ 101 号室

【電話番号】 03-3764-9223

【対象年齢】 0 歳児（生後 57 日～）～2 歳児

【定員】

合計	0 歳	1 歳	2 歳
12 人	4 人	4 人	4 人
		8 人	

●運営団体：特定非営利活動法人フローレンス

【代表者】 代表理事 赤坂 緑

【所在地】 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4F

【電話番号】 03-6811-0906

(3) 職員体制

施設長	1 人（常勤 1 人、非常勤 0 人） 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
保育士	6 人以上（常勤 4 人以上、非常勤 2 人以上） 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
調理員	1 人以上（常勤 0 人、非常勤 1 人以上） 本部栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
看護師	1 人以上（医療的ケア児受け入れのある園）
保育ソーシャルワーカー	1 人（常勤 0 人、非常勤 1 人） 園児・保護者・保育者にいたるまで適宜相談に応じ、相談者に情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整を行う。
嘱託医	1 人（常勤 0 人、非常勤 1 人） 当園のこどもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1 人（常勤 0 人、非常勤 1 人） 当園のこどもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(4) 開園日・開園時間

【開園日】 月曜日～土曜日

【閉園日】 日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※その他自然災害などで開園が著しく困難なときは休園する可能性があります。

【保育提供時間】 7：30～19：00

＜保育標準時間＞ 7：30～18：30（延長保育時間：～19：00）

＜保育短時間＞ 7：30～18：30 のうち 8 時間（延長保育時間：契約時間以外の時間。～18：30）

（５）保育料

【基本保育料】利用こどもが居住する自治体が定める利用料

【延長保育料】月極延長保育は行っていません。

- ・ 保育短時間認定の方が開園時間内で契約時間外の保育サービスを利用する場合は、10分100円（1分を過ぎた時点で10分の料金が発生）です。
- ・ 保育標準時間認定の方が18：30以降19:00までの保育サービスを利用する場合は、10分300円（1分を過ぎた時点で10分の料金が発生）です。

【その他の料金】

- ・ 衛生費（食事用エプロン・ウエットティッシュ・ペーパータオル・ティッシュ等）として、月額400円を別途請求いたします。
 - ・ オムツの定額利用サービスとして「おむつカンパニー」を利用すると月額2180円を別途請求いたします。
 - ・ 親子遠足の保護者分交通費など、別途実費を徴収させていただくことがあります。
その際は連絡帳などで都度お知らせいたします。
- ※世帯階層区分がAもしくはBの場合、延長保育料・その他の料金（定額利用・衛生費・遠足代等実費費用は除く）については徴収しません。

（６）利用の開始と終了

【利用の開始】自治体が行う利用調整により、利用を決定・開始します。

【利用の終了】・2号・3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
（ただし、支給認定保護者が居住する自治体が可能と認める場合はその限りではない）
・ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

（７）緊急時の対応方法

- ・ 保育の提供中に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡するなど必要な措置を講じます。
- ・ 保育の提供により事故が発生した場合は、区及び園児の保護者などに連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ・ 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

（８）非常災害対策・災害時の連絡方法

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応します。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

（９）虐待の防止について

園児の人権の擁護及び虐待の予防を図るため、施設長を責任者として設置し、体制の整備と職員による利用児童への虐待などの行為を禁止すると共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。
保護者に対しては保育を通じた育児負担の軽減と、保育者や保育ソーシャルワーカーの関わりを通じた育児不安の解消に努め、必要に応じて園内外の関係機関と協力していきます。

（１０）連携施設

名称	大井保育園、東大井保育園 大井町えほん保育園
----	------------------------

種別	区立・私立保育園
連携協力の概要	保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿の設定

（１１）賠償責任保険の加入状況

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業所の過失により乳幼児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、賠償責任保険の範囲内で保護者に対してその損害を賠償します。

【保険の種類】施設賠償責任保険、傷害保険

【保険の内容】１名／５億円 １事故／５億円

（１２）苦情相談窓口

事業者は、保護者などからの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員など苦情受付の窓口を設置し、保護者などに対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。

苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係などを調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行います。

苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録します。

（１３）記録の整備について

保育の提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。

- ・保育の実施に当たっての計画
- ・提供した保育に係る提供記録
- ・自治体への通知に係る記録
- ・保護者からの苦情の内容などの記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（１４）保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令などを遵守し、保育所保育指針及び保育過程に沿って、利用こどもの心身の状況などに応じて保育を提供します。

●給食・おやつ

当園では、給食（離乳食、ミルク含む）やおやつを提供いたします。

●健康診断

- ・利用前健康診断：嘱託医による健康診断を行います。
- ・入園後健康診断：年２回、嘱託医による健康診断を行います。

（１５）守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供する上で知り得た個人情報や秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

個人情報は、特定非営利活動法人フローレンスの個人情報管理規程に基づき取扱いします。

この規程は、2020年３月31日に従前の運営規程を全部改正し、2020年４月１日から施行する。

この規定の施行により、従前の運営規程は廃止する。